

【神奈川県】平成24年度の県内農畜水産物の放射性物質の検査計画

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
原乳	東部・西部 (注1)	原乳	1回/週 (東部又は西部)	1検体	・衛生研究所
農産物	東部・西部 (注1)	野菜類 (県内の主要な農産物)	1回/週 (東部及び西部)	1~2 検体	・民間検査 機関 (農業技術 センターは 緊急時対 応)
	東部・西部 (注1)	穀類	入庫時	未定	
	出荷制限中 の市町村 (注2)	茶	出荷制限解 除に向けた 検査	3検体	
	出荷制限を 解除した市 町村 (注3)	茶	茶期ごとの 検査	3検体	
	出荷制限を していない 市町村 (注4)	茶	茶期ごとの 検査	3検体	
林産物	東部・西部 (注1)	生しいたけ	2回程度/月 (原木・菌床) (東部又は西部)	1検体	・農業技術 センター ・衛生研究 所
	西部のみ (注1)	乾しいたけ	出荷自粛の 解除に向け た検査等を行 う。	1検体	
	東部・西部 (注1)	たけのこ	発生時期を 踏まえ、出 荷前の生産 段階での検 査を行う。 (東部又は 西部)	1検体	

水産物	東京湾・相模湾 (注5)	魚介類 (海面：表層(マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、ブリ等)中層(スズキ、アカカマス、タチウオ等) 底層(ヒラメ、マコガレイ、メバル、カサゴ等) 軟体類(ヤリイカ、スルメイカ、コウイカ、マナマコ等) 貝類(アサリ、サザエ、アワビ類等)	1回/2週	3～5検体	・民間検査機関
	相模川等 (注6)	魚介類 (内水面：ワカサギ、ヤマメ、アユ、ニジマス、ヒメマス、オオクチバス等)	アユ・ワカサギ 3回/年 その他魚種 漁期に1回	2～5検体	
	東京湾・相模湾 (注5)	海藻 (ワカメ、ヒジキ、ノリ等)	漁期に1回	1～2検体	
肉	東部・西部 (注1)	豚肉	1回/月 (東部又は西部)	1検体	・食肉衛生検査所
		牛肉	全戸検査	1検体	

(注1) 県を東部・西部の2区域に分けて実施

東部：横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町(12市2町)

西部：相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村(7市11町1村)

(注2) 出荷制限中の市町村：湯河原町

(注3) 出荷制限を解除した市町村：相模原市、小田原市、南足柄市、中井町、松田町、山北町、真鶴町、愛川町、清川村

(注4) 出荷制限をしていない市町村：厚木市、秦野市、伊勢原市、開成町、大井町

(注5) 東京湾及び相模湾の魚種等を実施

東京湾(横浜市柴漁港等、東京湾岸の漁港で水揚げされたもの)

相模湾(横須賀市佐島漁港、小田原漁港等、相模湾岸の漁港で水揚げされたもの)

(注6) 相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

平成24年6月7日改正